

2015年9月の「台帳」オススメ処理

【台帳とは・・・】労務管理業務の流れを徹底的に意識して構成されたシステムです。 導入価格105,840円 年間保守48,600円

算定基礎の結果を個人情報データに反映させる



9月からの社会保険は、算定基礎で確定した標準報酬月額で 計算します。算定基礎届で確定した標準報酬等級は、事業 所台帳のツールボタンから、ボタン一発で個人情報データ に反映させることができます。(この作業を行うと従前の

【反映方法】事業所台帳 →ツール→標準報酬更 新→読込

等級で社会保険料が計算できなくなってしまうので、従前等級を利用する案件が 無くなってから行なってください。)算定基礎届の保存データに7月、8月、9月の 月変対象者が含まれている場合、除外して反映させるのがポイントです。

社会保険料変更のお知らせ帳票を作成



社会保険料のお知らせは間違いのないよう確実に行わなけ ればなりません。そして、この頻繁に行われる社会保険の 変更を、事業主にも被保険者にもわかりやすくお知らせす ることも大切なことです。処理ソフト「保険料通知」はこ の社会保険料のお知らせを「簡単かつ正確に」事業主と被 保険者の保険料の通知を作成します。従前と新しい保険料

処理ソフト「保険料通知」 の起動方法 事業所台帳→全ての処 理ファイル→グループ 「社会保険関係」→「保 険料通知」

を対比させて表示できるため、会社にも本人にもその変更の内容やどれくらい変 わったのかをわかりやすい形で出力することができます。また、お知らせ帳票は PDF出力が可能です。給与計算業務を受託していない事業所や、取り急ぎ社会 保険料の金額をお知らせしたい事業所、毎月訪問していない顧問先などにもメー ルの添付ファイルで気軽にご案内でき、顧問先からの信頼度アップに役立ちま す。

9月は「障害者雇用支援月間」。障害者法定雇用人数のチェック



2010年7月より改正障害者雇用促進法が施行されました。 障害者雇用納付金制度の対象は常時雇用労働者数201人以 上の企業に拡大し、週所定労働時間20時間以上30時間未 満の短時間労働者も0.5としてカウントします。2010年の 改正で、新たに障害者雇用納付金制度の対象となる中小 企業(常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業 主)は、納付金の減額特例が適用され、不足する障害者1 人あたり月額5万円の納付金が1人月額4万円になります。 (平成22年7月から平成27年6月までの5年間)しかし、障 害者雇用納付金は罰金ではなく、納付金を支払っても障 害者の雇用義務を免れるものではありません。事業主が 障害者雇用率を達成し、雇用した障害者が職場で能力を 発揮できるようにするための助成金もあります。 台帳の全事業所を対象にした雇用保険被保険者人数 チェック機能で顧問先の従業員人数を確認し、障害に関 連する助成金とあわせてご案内してみてはいかがでしょ うか。

【雇用保険被保険者人数チェック】 台帳起動画面→検索抽出→年齢 →被保険者数 【障害者のための助成金】 特定就職困難者雇用開発助成金 障害者雇用ファーストステップ奨 励金 精神障害者ステップアップ雇用奨 励金及びグループ雇用加算奨励 숲 精神障害者雇用安定奨励金 発達障害者雇用開発助成金 難治性疾患患者雇用開発助成金 重度障害者等多数雇用施設設置 等助成金 特例子会社等設立促進助成金 障害者雇用納付金制度に基づく 各種助成金